

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年1月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 3 国名：ブータン 担当：南アジア部
案件名：ブータン国内交通網に係る情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2014年3月中旬～2014年10月中旬

2 参加要件

海外における道路・交通・橋梁分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月29日から2014年1月31日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月29日から2014年2月3日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年2月14日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月上旬
- (5) 契約交渉 : 3月中旬

5 業務の目的

ブータン王国はヒマラヤ山脈の東端に位置し、国土の大部分が険しい山岳地帯であるため道路による交通が主要な交通・輸送手段となっている。そのため効率的で安全な道路網及び橋梁整備がブータンの社会・経済の発展に不可欠であるが、地形的な制約もあり幹線道路は少なくまたその規格も低水準のところが大半を占める。

我が国は対ブータン事業展開計画の道路網整備プログラムにおいて、効率的・安定的な運輸・交通を確保し、地域の経済活性化を促進するため、道路網・橋梁整備への支援を行っていくこととしている。JICAはこれまで無償資金協力により4度の橋梁架替および3度の道路建設機材整備に係る支援を行ってきており、また対ブータンJICA国別分析ペーパーにおいても、依然として大きな都市部と農村部の地域間格差の是正を開発課題としてとらえ、特に地方部におけるアクセス改善に重要な役割を果たしている道路建設や橋梁建設が重点課題であると分析している。

ブータンの第11次5ヵ年計画(2013年～2018年)においても「戦略的なインフラ整備」が重点に掲げられており、包括的な社会経済開発のために国道を始めとする交通インフラの整備を行うとされている。ブータンにおける道路網・橋梁整備は引き続き優先度が高く、JICAが今後同分野においてより効果的な案件形成を行っていくために、ブータンにおける国内交通網の現状と阻害要因を整理し、将来的な円借款、無償資金協力、技術協力を検討するにあたって必要な情報を収集することを目的とした調査を実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務の対象地域

調査対象地域はブータン全国の国道とするが、国道2号線、国道3号線及びティンブー＝パロ＝八間の国道についてはインド陸軍が管轄しており、JICAの支援が困難であることから、交通網の重要性を検討する際に調査対象とするに留め、当該道路上の阻害要因の検討等は行わない。

(2)調査対象インフラ

道路の舗装・拡幅、橋梁、トンネル等。

また、斜面对策のみの個別プロジェクトの洗い出しは不要であるが、優先度が高いと分析されたプロジェクトを実施するに当たっての周辺の斜面对策の必要性和その手法等の観点で分析を行うこと。

(3)相手国関係機関

公共事業省道路局

(4)業務内容

ア ブータン交通の現状と課題について既存情報のレビュー・整理

(ア) 第11次5ヵ年計画（2013～2018）における道路セクターの位置づけ及び優先案件の確認

(イ) Road Sector Master Plan, 行政・法制度, 組織体制, 予算状況に係るレビュー

(ウ) ブータン国内交通網に係る各種調査結果のレビュー

イ 交通量と交通需要予測

- (ア) 各国道の重要性の検討を目的とした交通量調査と需要予測の実施
- (イ) 物流の観点から重要性の高い交通網の検証
- (ウ) 貧困層の幹線交通網・市場へのアクセスという観点から重要性の高い交通網の検証

ウ 交通の阻害要因の検討

(ア) ブータン国内の過去の通行止め、交通事故等に係る情報を収集し、交通の阻害が生じやすい道路を特定する。また、交通が遮断された場合の代替ルートについて確認する。

(イ) 主要な橋梁について橋梁形式、損傷状況、取り付け道路の状況、自然条件、周辺の社会生活環境等を確認し、将来的に交通の阻害要因となるリスクを検証する。

(ウ) 道路の未舗装等の整備不足から交通のボトルネックとなっている箇所を特定する。

エ 所要時間短縮及び安全対策の検討

(ア) 以下の観点から交通の阻害要因・ボトルネックの解消や代替ルートの確保など、対策の必要性の高い道路・橋梁における具体的対策を検討し、円借款・無償資金協力・技術協力の候補案件を抽出する。

交通網として重要な拠点性

裨益人口

経済評価

防災効果

橋梁の危険度

技術的困難性

(イ) (ア)で挙げられたプロジェクトの概算事業費を検討する。

(ウ) (ア)で挙げられたプロジェクトの環境、社会への影響を検証する。

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート(2014年3月下旬)
- (2) プロGRESS・レポート(2014年6月上旬)
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート(2014年7月上旬)
- (4) ファイナル・レポート(2014年9月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括 / 道路・交通 (評価対象予定者)
- (2) 橋梁 1 (評価対象予定者)
- (3) 橋梁 2
- (4) 河川 (評価対象予定者、語学・対象国経験は評価せず)
- (5) 環境社会配慮
- (6) 斜面对策・地質・土質

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。